

生活保護費の不正受給に係る裁判について

光市において発生しました、生活保護費の不正受給事件につきまして、下記のとおり確定しました。

記

- | | | |
|---|---------|--------------|
| 1 | 告訴状提出日 | 令和元年8月7日 |
| 2 | 起訴日 | 令和3年1月20日 |
| 3 | 確定日 | 令和3年4月13日 |
| 4 | 主文 | 懲役3年、5年間執行猶予 |
| 5 | 被害額（起訴） | 2,834,426円 |

今後の生活保護事務の執行について

生活保護事務の適正な執行のため、生活保護法に基づき、被保護者へ収入申告義務及び資産申告義務について周知徹底を図るとともに、引き続き関係機関等の協力のもと、生活保護制度の信頼確保に努めて参ります。